

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 13 日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 石 田 麻 里 菜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 27 日午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 6 日午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 3 月 13 日 午前 10 時 00 分 大阪地方裁判所岸和田支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 4 月 3 日 午前 9 時 50 分 大阪地方裁判所岸和田支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5, 540, 000 4, 432, 000	一括	1, 108, 000	31, 834	8, 657
1	2, 250, 000				
2	3, 290, 000				



物 件 目 録

1 所 在 和泉市鶴山台一丁目
地 番 1067番224
地 目 宅地
地 積 106.49平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 亡B相続財産 持分2分の1

2 所 在 和泉市鶴山台一丁目1067番地224
家屋 番号 1067番224
種 類 居宅
構 造 木・鉄筋コンクリート造セメント瓦葺地下1階付2階建
床 面 積 1階 54.65平方メートル
2階 41.40平方メートル
地下1階 17.74平方メートル

(現況)

種 類 居宅・車庫
床 面 積 1階 約59.45平方メートル

共有者 A 持分2分の1
共有者 亡B相続財産 持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 7 年 12 月 18 日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 石 田 麻 里 菜

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者（共有者）らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 和泉市鶴山台一丁目

地 番 1067番224

地 目 宅地

地 積 106.49平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 亡B相続財産 持分2分の1

2 所 在 和泉市鶴山台一丁目1067番地224

家屋 番号 1067番224

種 類 居宅

構 造 木・鉄筋コンクリート造セメント瓦葺地下1階付2階建

床 面 積 1階 54.65平方メートル
2階 41.40平方メートル
地下1階 17.74平方メートル

(現況)

種 類 居宅・車庫

床 面 積 1階 約59.45平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 亡B相続財産 持分2分の1



令和 7 年 (ケ) 第 4 2 号
令和 7 年 7 月 2 2 日受理
令和 7 年 9 月 1 日提出

現況調査報告書

大阪地方裁判所岸和田支部

執行官 溝 端 昭 仁

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 和泉市鶴山台一丁目

地 番 1067番224

地 目 宅地

地 積 106.49平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 亡B相続財産 持分2分の1

2 所 在 和泉市鶴山台一丁目1067番地224

家屋 番号 1067番224

種 類 居宅

構 造 木・鉄筋コンクリート造セメント瓦葺地下1階付2階
建

床 面 積 1階 54.65平方メートル
2階 41.40平方メートル
地下1階 17.74平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 亡B相続財産 持分2分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	和泉市鶴山台1丁目23番10号														
土地	物件1														
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）														
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐														
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）														
その他の事項	「その他の事項」のとおり														
建物	物件2														
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類： 居宅・車庫 ☐ 構造： ☒ 床面積： 1階 約59.45平方メートル														
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積：</td> </tr> </table>			{	種類：		構造：		床面積：						
{	種類：														
	構造：														
	床面積：														
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居・車庫（空家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）														
その他の事項	「その他の事項」のとおり														
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>令和</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[	地方裁判所	支部	令和	年()第	号		保管開始日	令和	年	月	日
[	地方裁判所	支部	令和	年()第	号										
	保管開始日	令和	年	月	日										
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 表札等の表示

郵便受けにBの表示が薄く見える。

2 目的土地の現状

(1) 目的土地を概測したところ、概ね公簿どおりと思料される。

(2) 目的土地の接面道路は建築基準法上の道路である。

(3) 土地建物位置関係図のとおり隣地との高低差がある。

3 目的建物の現状

(1) 目的建物の形状は概ね別紙間取略図のとおり、現況は別紙添付の写真のとおりである。

(2) 次のとおり損傷箇所がある。

ア 壁が汚れている。

イ 全体的に傾きや軋み撓みがある。

ウ 玄関に照明カバーだと思われるガラスが飛び散っている。

(3) その他経年相当の損傷が見られる。

(4) 屋根にソーラーパネルが設置されていると思われるが、詳細は不明である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
共有者A	1 目的建物は空き家です。 2 解錠して立入調査してもらって構いません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

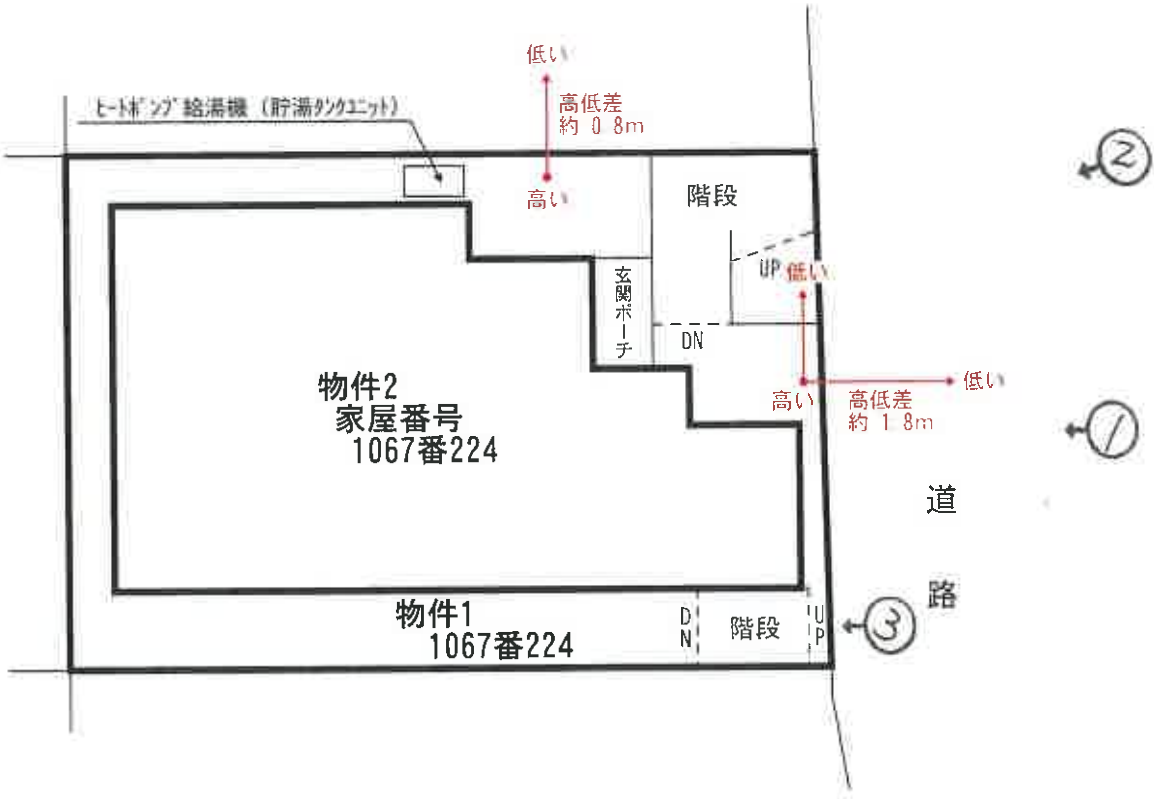
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 7 月 2 9 日 10 : 55 - 11 : 15	大阪法務局 岸和田支局	公図・地積測量図・建物図面調査
7 年 7 月 2 9 日 12 : 50 - 13 : 00	和泉市役所	道路調査
7 年 7 月 2 9 日 13 : 30 - 13 : 40	物件所在地	物件及び占有確認
7 年 8 月 1 日 11 : 25 - 11 : 30	当庁	共有者 A から聴取
7 年 8 月 2 9 日 13 : 20 - 14 : 00	物件所在地	立入調査・評価人帯同（解錠）
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7 年 8 月 2 9 日 目的物件は不在で施錠されていたので、証人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

令和7年（ケ）第42号

◀○ 写真撮影位置方向



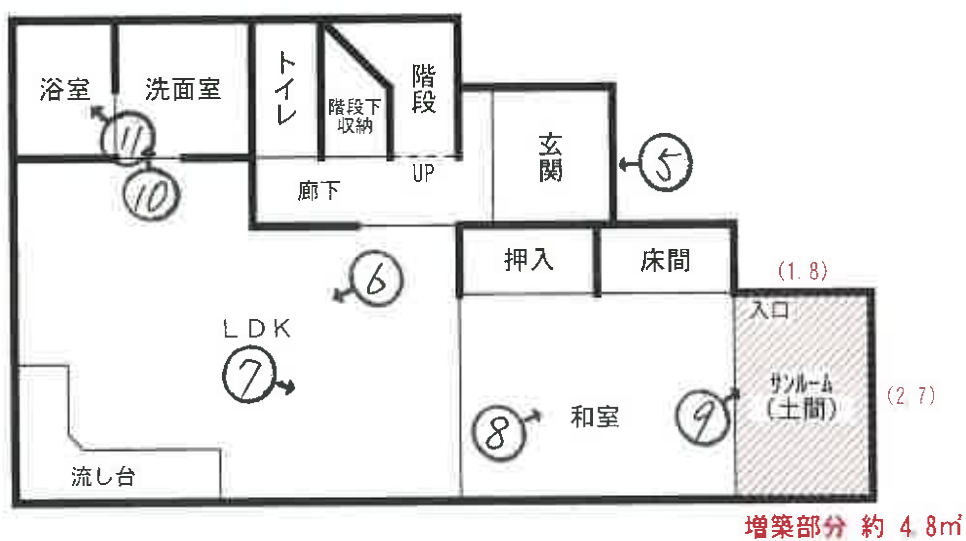
間取略図

令和7年（ケ）第42号

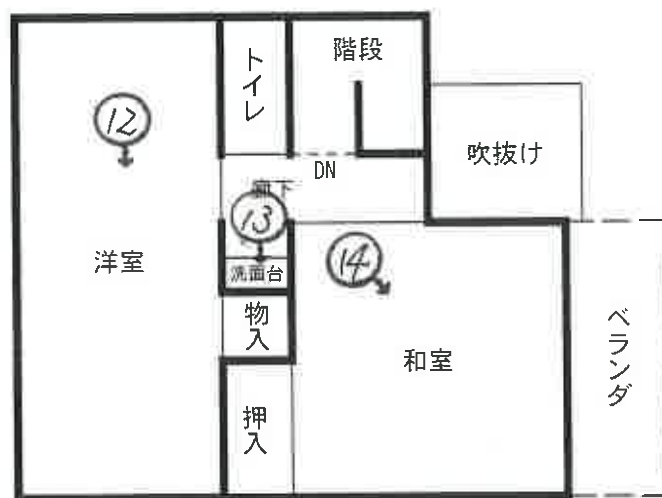
◀○ 写真撮影位置方向



1階平面図



2階平面図



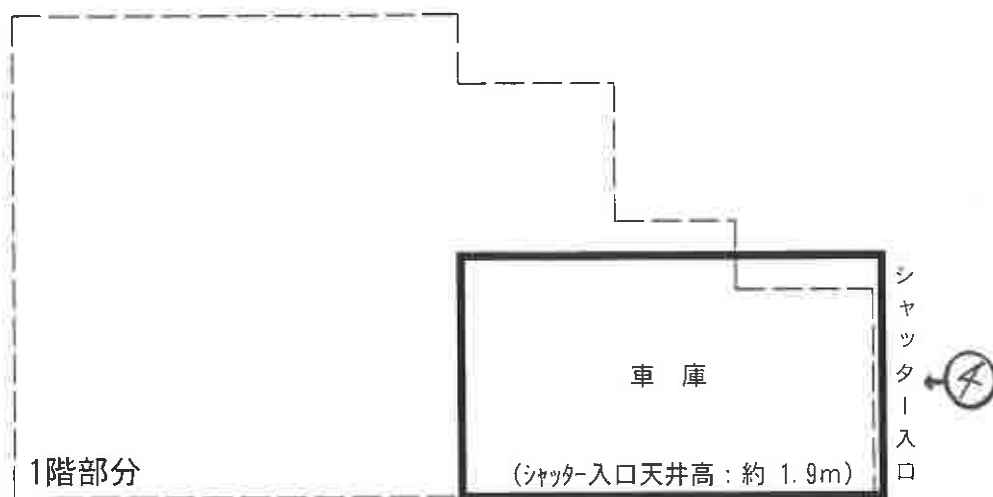
間取略図

令和7年（ケ）第42号

◀○ 写真撮影位置方向



地下1階平面図





①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭

令和7年（ケ） 第42号

令和7年8月29日 現地調査

令和7年11月20日 評 価

大阪地方裁判所 岸和田支部 御中

評 価 書

（土地付建物）

評価人 不動産鑑定士

中村 麻貴子

第1 評価額

一括価格	
金 5,540,000円	
内訳価格	
物件1	金 2,250,000円
物件2	金 3,290,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	現地概測数量と地積測量図、物件目録、登記数量は概ね一致した。
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	種類：居宅・車庫 床面積：1階：約59.45㎡
番号	特 記 事 項		
1	現地で概測を行ったところ形状は概ね土地建物位置関係図のとおり、地積は概ね公簿と一致した。		
2	地下1階部分は車庫である。1階東側部分に約4.8㎡の未登記増築部分がある(間取略図参照)。本件では登記記載床面積に未登記増築部分を加算した床面積を採用する。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	阪和線 北信太駅 東方 道路距離 約1,600m （別添「位置図」参照） 最寄バス停 南海バス 志保池公園前バス停 北東方 道路距離 約500m	
付近の状況	小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。将来的にも、現状の住環境を維持していくものと思料される。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	建築基準法第22条適用
	その他の規制	日影規制、宅地造成等工事規制区域、屋外広告物規制（重点制限区域）、景観計画区域（丘陵・台地景観ゾーン（新市街地景観エリア））、立地適正化計画（居住促進区域）
画地条件	規模	106.49㎡
	形状	ほぼ長方形
	間口・奥行	間口約8.5m・奥行約12.5m
	高低差等	地下1階の車庫部分とはほぼ等高であるが、1階の居宅部分は道路より約1.8m高い。
接面道路の状況	東側	幅員約4m市道（建築基準法第42条1項1号）に概ね等高に接面
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	一般住宅の敷地
	東側	道路
	西側	住宅
	南側	住宅
	北側	住宅
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	目的土地（分筆前）の旧土地台帳からは溜池、田の登記地目、個人の所有者名の履歴が確認された。過去の住宅地図（昭和39年、47年、61年、63年）によると、目的建物建築以前は白地の表示が確認された。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による専門調査を要する。	
特記事項	北側隣接地より約0.8m高い。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	（登記記載）昭和63年9月26日新築
	経過年数	約37年
	経済的残存耐用年数	約3年
仕 様	構 造	木・鉄筋コンクリート造
	屋 根	セメント瓦葺
	外 壁	吹付タイル
	内 壁	クロス、コンクリート等
	天 井	板・コンクリート等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気、給排水設備等
	その他	なし
床面積（現況）	延 118.59㎡ 登記数量と現況は異なる（間取略図参照）。	
現況用途等	階 層	地下1階付2階建
	現況用途	居宅・車庫
	間取り	3LDK＋サンルーム
品 等	普通程度	
保守管理の状態	概ね普通程度。経年相当の損傷が認められる。	
建物の利用状況	所有者が空家の状態で占有している。	
特 記 事 項	・壁が汚れている。 ・全体的に傾きや軋み、撓みがある。 ・玄関に照明カバーと思われるガラスが飛び散っている。 ・屋根にソーラーが設置されていると思われるが、詳細は不明である。 ・建築確認（有）、検査済証（有） ・設備機器の作動の状況は未確認である。 ・目的物件の建築時期、構造、用途等よりアスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。アスベスト使用の有無等詳細については専門機関による調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	72,800	0.97	106.49	0.90	6,768,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 和泉(府)-4

公示価格等 80,000円/㎡ × 時点修正 100.2/100 × 標準化補正 100/102 × 地域格差 100/108 = 標準画地価格 72,800円/㎡

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	※接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.02	1.00	1.00	1.00	1.02
	※接面・方位：方位（東） 1.02				

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
	1.02	1.00	1.04	1.02	1.08

イ 個別格差：	※1接面・方位	規模	形状	※2その他	総合（相乗積）
	1.02	1.00	1.00	0.95	0.97
	※1接面・方位：方位（東） 1.02 ※2その他：高低差 0.95				

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	188,000	118.59	0.07	1,561,000

ア 再調達原価

地下1階部分が車庫であることを考慮した。

ウ 現価率

経過年数 約37年

経済的残存耐用年数 約3年

観察減価 40%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = {残価率5% + (1 - 0.05) × 経済的残存耐用年数3年 / (経過年数37年 + 経済的残存耐用年数3年)} × (1 - 0.4)
= 0.07

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	6,768,000	0.50	法定地上権	3,384,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ ((ア+イ) ×ウ×エ×オ×カ)
1	6,768,000	- 3,384,000		0.95	0.70		2,250,000
2	1,561,000	+ 3,384,000	1.00	0.95	0.70	0	3,290,000
一括価格 (合計)							5,540,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

アスベスト含有建材使用の可能性を考慮して、上記のとおり市場性修正を行った。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価調査 和泉(府)-4

所 在 : 和泉市小野町23番29
価 格 : 80,000円/㎡
位 置 : 阪和線 北信太駅 東方 約1,500m (道路距離)
価格時点 : 令和7年7月1日
地 積 : 102㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 東6m道路
用途指定等 : 第1種住居地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
地域の概要 : 小規模一般住宅が多い既成住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 3,671,029円
物件2 : 1,662,113円

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

以 上

物 件 目 録

1 所 在 和泉市鶴山台一丁目

地 番 1067番224

地 目 宅地

地 積 106.49平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 亡B相続財産 持分2分の1

2 所 在 和泉市鶴山台一丁目1067番地224

家屋 番号 1067番224

種 類 居宅

構 造 木・鉄筋コンクリート造セメント瓦葺地下1階付2階
建

床 面 積 1階 54.65平方メートル

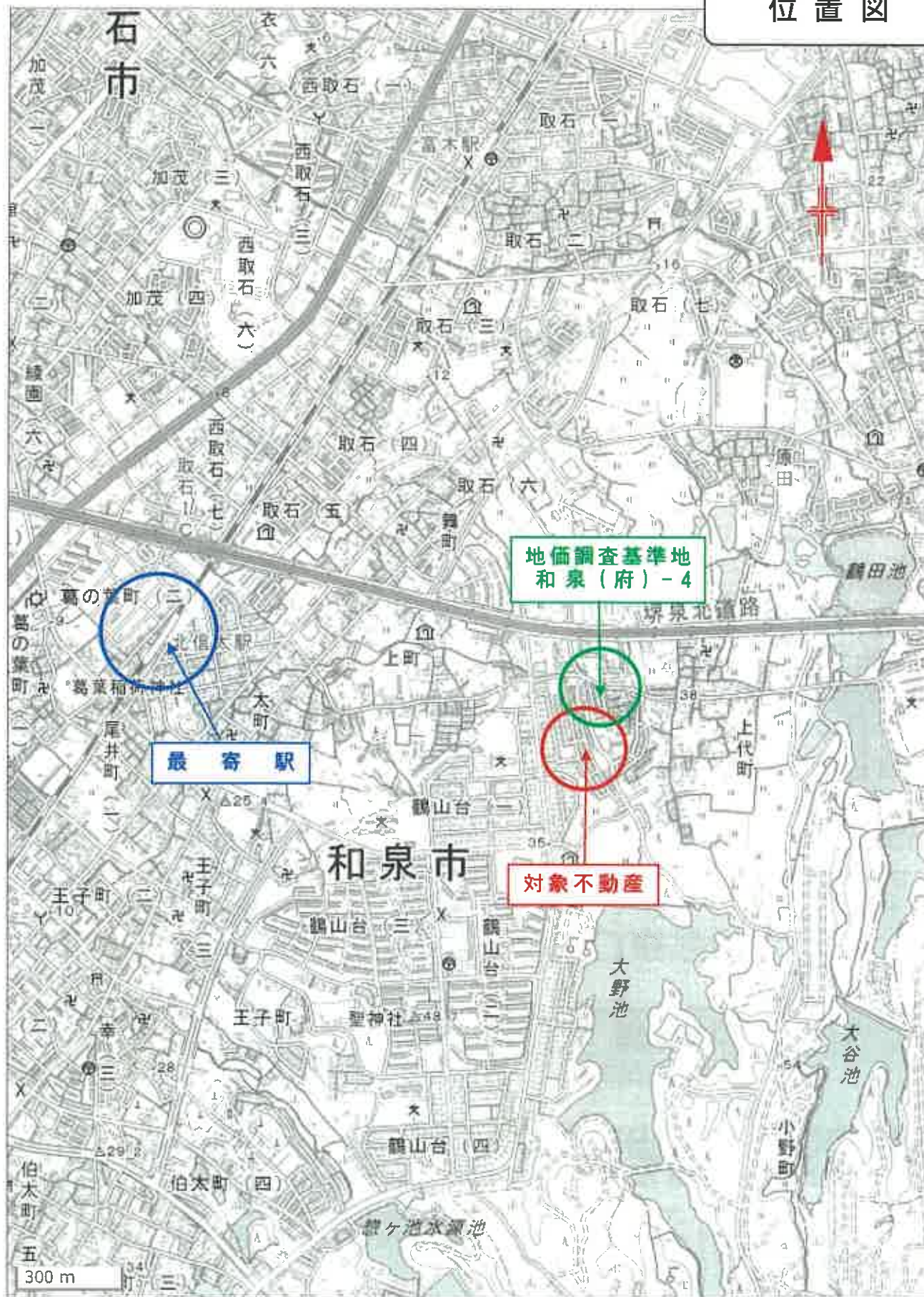
2階 41.40平方メートル

地下1階 17.74平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 亡B相続財産 持分2分の1

位置図

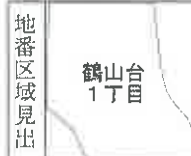


地理院地図

公 図 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	和泉市鶴山台一丁目				地番	1067番224		
出縮	力尺	1/500	精度区	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備考 付年月日 (原図)			補記事項	方位不明

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局岸和田支局管轄)

令和7年4月7日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：28-1

(1/1)

A3 から A4 に縮小

登記年月日：昭和63年6月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局岸和田支局寄附)
令和7年4月7日 東京法務局中野出張所

登記官

A3 から A4 に縮小

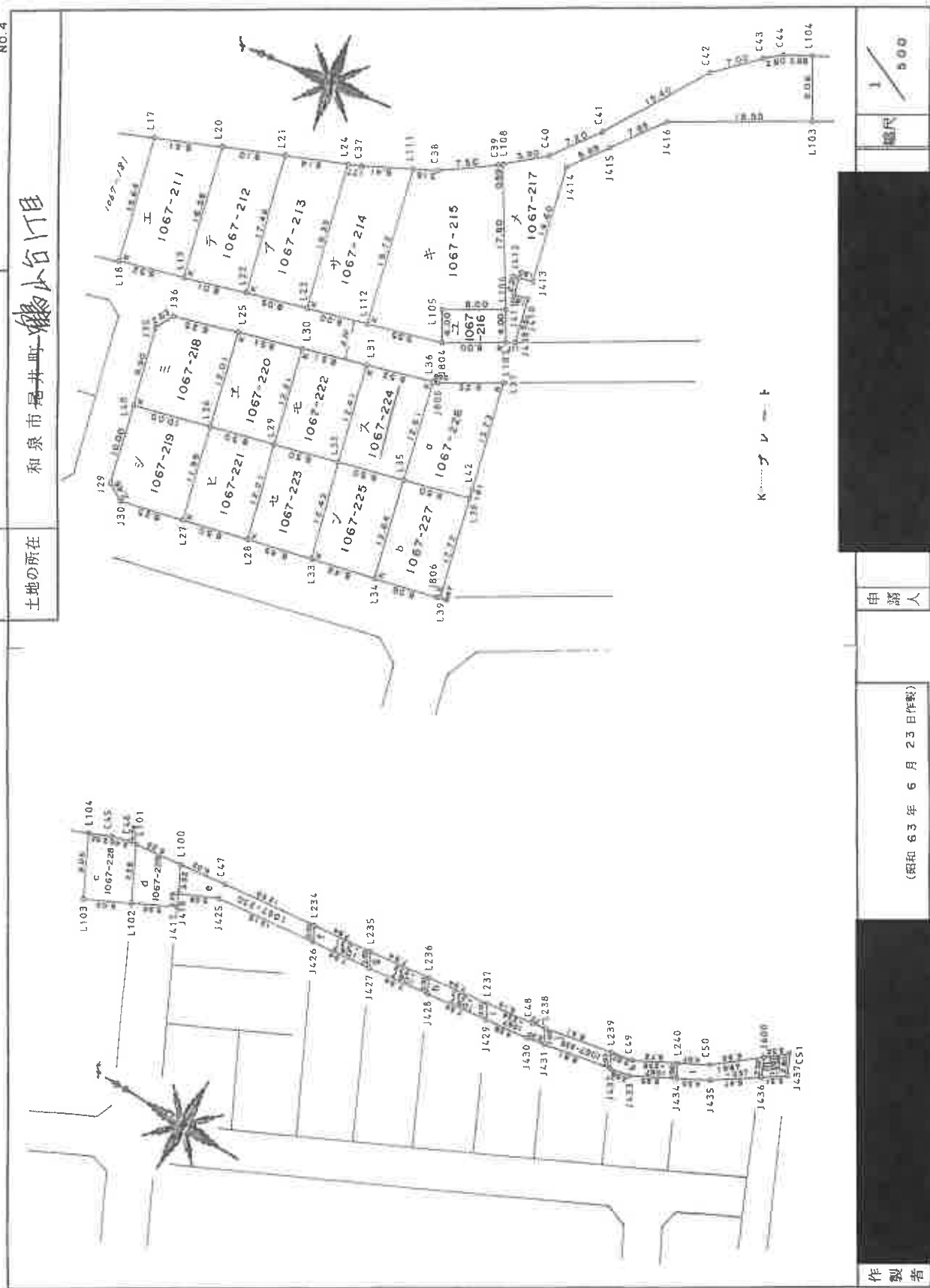
請求番号 28-2

641048

地番 1067-20、1067-153 ~ 1067-238

地積測量図 3/16
NO.4

土地の所在 和泉市尾井町 山台1丁目



作製者

(昭和63年6月23日作製)

申請人

(4/17)

641059

地積測量図

NO.15

1067-20, 1067-153 ~ 1067-238

和泉市尾井町 鶴山台

座標面積 計算書

$$2S = \text{signa}(x_1x_2)(y_2 - y_1)$$

地番 1067-221

座標	X	Y	辺長	測線
L26	306.005	132.834	11.994	L26-L27
L27	303.204	121.172	8.503	L27-L28
L28	294.935	123.154	12.210	L28-L29
L29	297.787	135.026	8.505	L29-L26
倍面積	205.800340			
面積	102.9001700	地積	102.90	m ²

地番 1067-222

座標	X	Y	辺長	測線
L29	297.787	135.026	12.215	L29-L30
L30	300.639	146.903	8.514	L30-L31
L31	292.466	149.290	12.414	L31-L32
L32	289.571	137.218	8.503	L32-L29
倍面積	209.407837			
面積	104.7039185	地積	104.70	m ²

地番 1067-223

座標	X	Y	辺長	測線
L28	294.935	123.154	12.210	L28-L29
L29	297.787	135.026	8.503	L29-L32
L32	289.571	137.218	12.427	L32-L33
L33	286.673	125.134	8.496	L33-L28
倍面積	209.367984			
面積	104.6839920	地積	104.68	m ²

地番 1067-224

座標	X	Y	辺長	測線
L32	289.571	137.218	12.414	L32-L31
L31	292.466	149.290	8.528	L31-L36
L36	284.280	151.682	12.616	L36-L35
L35	281.354	139.410	8.504	L35-L32
倍面積	212.999048			
面積	106.4995240	地積	106.49	m ²

座標面積 計算書

$$2S = \text{signa}(x_1x_2)(y_2 - y_1)$$

地番 1067-225

座標	X	Y	辺長	測線
L32	289.571	137.218	12.427	L32-L33
L33	286.673	125.134	8.484	L33-L34
L34	278.423	127.111	12.643	L34-L35
L35	281.354	139.410	8.504	L35-L32
倍面積	212.907981			
面積	106.4539905	地積	106.45	m ²

地番 1067-226

座標	X	Y	辺長	測線
L35	281.354	139.410	12.616	L35-L36
L36	284.280	151.682	0.586	L36-J805
J805	283.717	151.846	8.225	J805-L37
L37	276.588	155.948	13.739	L37-L42
L42	273.377	142.590	1.016	L42-L38
L38	273.140	141.802	8.501	L38-L35
倍面積	231.140952			
面積	115.5704760	地積	115.57	m ²

地番 1067-227

座標	X	Y	辺長	測線
L34	278.423	127.111	12.643	L34-L35
L35	281.354	139.410	8.501	L35-L38
L38	273.140	141.802	12.723	L38-L39
L39	270.168	129.231	0.474	L39-J806
J806	270.577	128.992	8.068	J806-L34
倍面積	216.977848			
面積	108.4889240	地積	108.48	m ²

作製者

申請人

(昭和63年6月23日作製)

縮尺

1/

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局岸和田支局管轄)

令和7年4月7日

東京法務局中野出張所

登記官

(15/17)

請求番号：28-2

A3からA4に縮小

登記年月日：昭和63年10月1日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局摩和田支局管轄)
令和7年4月7日 東京法務局中野出張所

登記官

A3 から A4 に縮小

請求番号：28-3

各階平面図

416796

家屋番号

1067番224

建物図面

建物の所在

和泉市尾井町1067番地224

鷹山台目

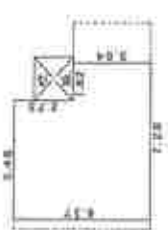
1 階



6.37 X 5.915 = 37.57855
5.46 X 2.045 = 11.1657
3.64 X 1.595 = 5.8058

床面積 54.65005 m²

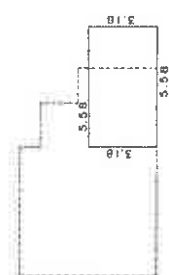
2 階



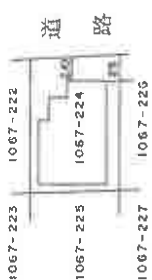
6.37 X 5.46 = 34.7802
3.64 X 1.82 = 6.6248

床面積 41.4050 m²

地下1階



3.18 X 5.58 = 17.7444 m²
床面積 /



作製者

(昭和63年9月27日作成)

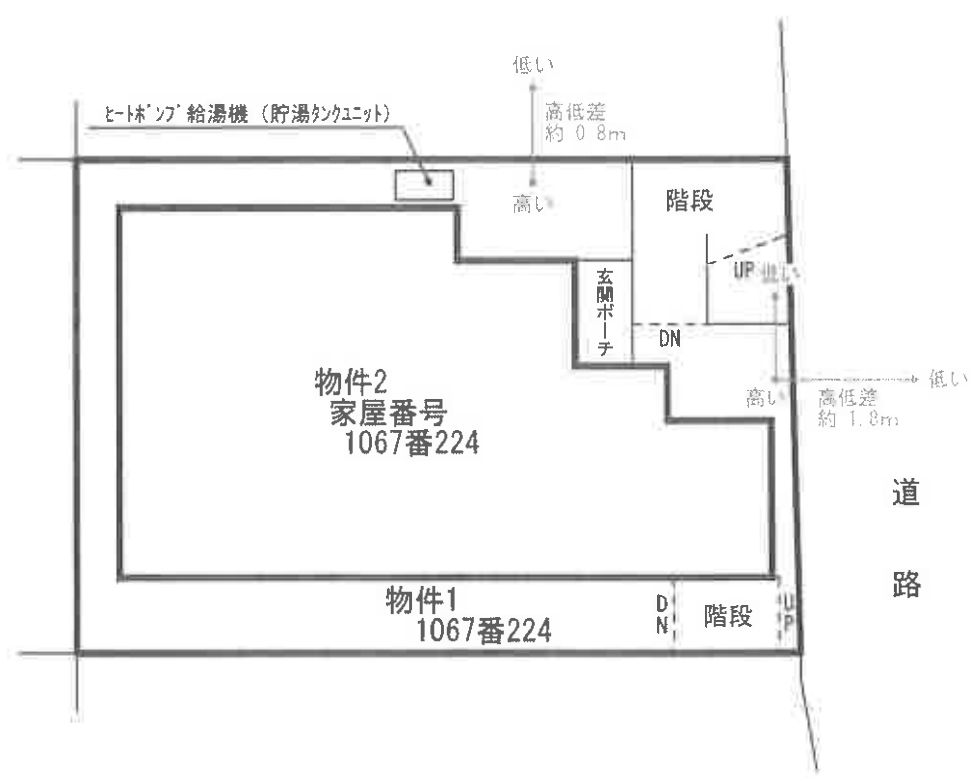
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

土地建物位置関係図

令和7年（ケ）第42号



間取略図

令和7年（ケ）第42号



1階平面図



2階平面図



(単位：約m)

間取略図

令和7年（ケ）第42号



地下1階平面図

